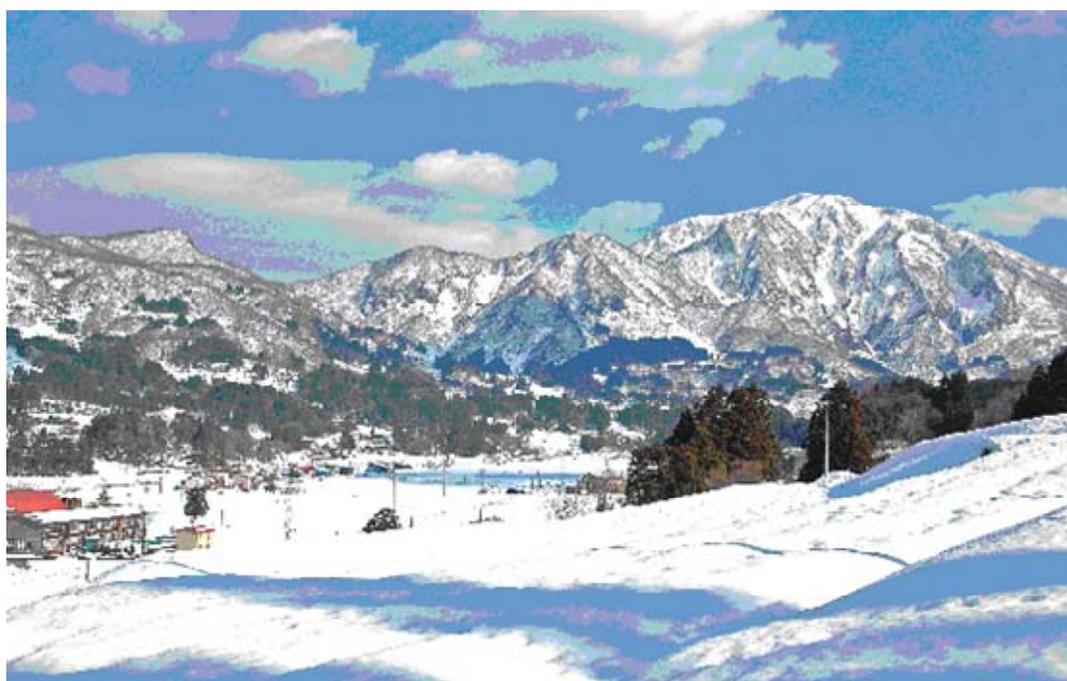


# 事務所通信

2008年2月号

No. 32



( 早 川 谷 )

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

## 縁を生かす

江戸時代、徳川将軍家の剣術の指南役に柳生新陰流があります。

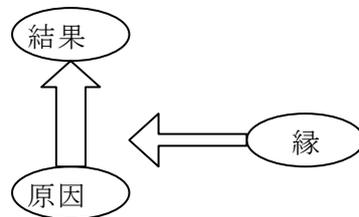
「柳生家の家訓」として

**小才は、縁に出合って縁に気づかず。**

**中才は、縁に気づいて縁を生かさず。**

**大才は、袖すり合った縁をも生かす。**

というのがあります。大分前ですが、お坊さんに『物事は原因があって、結果が生じる。これを**因果の法則**というんだよ。この原因と結果を結び付けるのが、縁なんだ。』とおそわったことがありました。人間という字は人と人の間と書きますが、まさに人との出会いが縁といえます。



今月は「致知」という雑誌に載っていた小学5年生とその担任の先生との縁について書かれてある「◎特集◎縁を生かす」をつけさせてもらいました。この話を聞いたのは丁度クリスマスの時期でもあったせいか、心を打たれるものがありました。少年の記録簿より「よくぞ深い悲しみを感じ取られた」と涙を禁じることができません。少年も母親が生前使っていた香水を先生に届けたり、カードを届けるなど縁にこたえています。

一人一人が誰とどんなふうに縁を結ぶか、これは自分が「何を発信するか」によって決まります。じーっと手をこまねいてはいいい縁は生まれません。山のこだまのように「オーイ」と呼び掛けないと、「オーイ」と返ってきません。だから自分のほうから発信することが大事です。

得意先と、あるいは仕入先と、数多くの同業者の中からあなたの会社と取引が始まったというのは、まさに縁というものでしょう。また社員が、数多くある企業の中からあなたの会社を選んで入社したというのも縁でしょう。その一つ一つの出会いがやがてあなたの会社の主要取引先となり、幹部社員に育ちます。その出会いを大切にすることが儲けにつながります。

すなわち**“縁は円なり”**です。



# 住宅ローン減税

## □ 住宅借入金特別控除

平成19年中に居住用家屋を新築や購入によって取得したり、一定の増改築を行って、居住の用に供した場合に、一定の要件に該当するときは、確定申告をすることにより住宅借入金特別控除（住宅ローン減税）の適用を受けることができます。

平成19年中に居住の用に供した場合には

- ① 従来の原則
- ② 税源移譲の実施に対応するための特例
- ③ バリアフリー改修工事促進のための特例

の選択適用が可能となります。



## □ 適用要件

住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには、住宅の取得から6ヶ月以内に居住の用に供し、12月31日までに引き続き居住していること。その年の合計所得金額が3,000万円以下であること。取得のための返済期間が10年以上の一定の住宅借入金があること。などの要件があります。

## □ 適用期間・控除額 <原則>

平成19年中に 居住の用に供した場合、住宅借入金等特別控除の適用期間の原則は10年間です。特別控除額は

- ① 1年目 ～ 6年目 住宅借入金の年末残高（最高2,500万円） × 1%（最高25万円）
- ② 7年目 ～ 10年目 住宅借入金の年末残高（最高2,500万円） × 0.5%（最高12万5千円）

となっています。

## □ 適用期間・控除額 <特例>

平成19年中に居住の用に供した場合、税源移譲の実施に対応するための特例として、原則にかえて、適用期間を15年とする特例を選択することができます。

この場合の特別控除額は

- ① 1年目 ～ 10年目 住宅借入金の年末残高（最高2,500万円） × 0.6%（最高15万円）
- ② 11年目 ～ 15年目 住宅借入金の年末残高（最高2,500万円） × 0.4%（最高10万円）

## □ バリアフリー特例

居住用家屋について、50歳以上の者が障害者である者が、一定のバリアフリー改修工事を含む増改築を行い、平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、5年間特別控除の適用を受けることができます。

ただし、この特別控除は、通常の特例控除との選択適用とされています。

この場合の特別控除は、住宅借入金の年末残高（最高1,000万円）のうち一定のバリアフリー改修工事にかかる工事費相当分（最高200万円）の2%と、それ以外の工事費用相等部分の1%の合計額となります。



< 伊 藤 >

# 医療保険

今日、日本の平均寿命が80歳を超え我が国は高齢化社会に突入しております。皆様医療費の備えは万全でしょうか？年齢とともに、病気やケガで入院するリスクは増える傾向にあります。こういった備えに定める保険として今回は医療保険を紹介させていただきます。

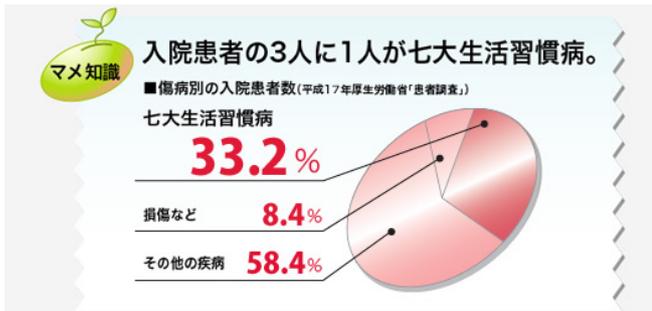
## <入院患者の現況>

### 七大生活習慣病で入院する確率

入院患者の約3割が七大生活習慣病での入院！

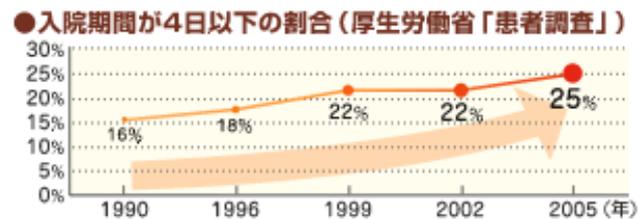
さらに、65歳以上になると入院患者の約4割が

七大生活習慣病での入院となっています！



### 退院患者平均在院日数

医療法改正により一般的には入院日数は短期化する傾向にあります。しかし七大生活習慣病の場合、入院期間の長期化、医療費の高額化の傾向になっております。



## <医療保険の仕組み>

保険会社では、過去のデータから年齢や性別ごとの入院率などを求め、それを元に保険料計算をします。保障範囲が広がるほど、また保険期間が長くなるほど給付金支払いの確率は高くなりますから、保険料も高くなっていきます。

$$\text{支払保険料} = \text{純保険料(給付金支払いに充てられるお金)} + \text{付加保険料(保険会社の経費や利益)}$$

## <医療保険の種類>

現在、巷では様々な医療保険が商品として販売されております。その中でも特に主流となっている終身医療保険を今回取り上げさせていただきます。この商品は『終身』という名のとおり一生涯保障(支払限度有)します。従来の保険ですと保障期間『何歳』で満了という契約で医療費が一番掛かる時期に給付金が受けられないという商品が多くあるようです。

終身医療保険 (支払期間 終身払、歳払済)



## <医療費の備えはしっかりと!!>

医療保険を加入されている大半の方が定期保険の主契約に特約で医療保険を付されている契約が多いようです。まずは自分の保険証券を眺めて頂き自分の医療保険の期間がいつまでで、もし入院したら日額いくら入るのか確認してみましょう。また、保険証券の見方がわからない方はぜひ当事務所にご相談を!!

< 原 >

確定申告も目前に迫ってきましたので、年金と確定申告にまつわる疑問を列挙いたしました。  
(社会保険庁HP 年金相談Q&Aより)

## ◎公的年金等の受給者の扶養控除申告書の送付対象者

扶養親族等申告書は、所得税の課税対象となる方へ、毎年10月下旬に送付されます。課税対象者とは、老齢又は退職を支給事由とする年金を受給されている方のうち、受け取っている年金額が65歳未満で108万円以上、65歳以上で158万円以上ある方です。

(注) 退職共済年金の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方の場合は、退職共済年金の年金額が80万円以上

## ◎扶養親族等申告書が送られてきたが、扶養親族がいないとき

配偶者や扶養親族がいない方でも、扶養親族等申告書を出せば、公的年金等控除や基礎控除を受けることができます。提出期限までに社会保険業務センターにお出してください。

申告書が出ていないときは、申告書を出した場合に比べて、各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収税率が異なっていることにより、年金から所得税が多く差し引かれることとなります。扶養親族等申告書を提出されていないときは、年金の支給額から25%に相当する公的年金等控除額を差し引いた額の10%が所得税となりますので、確定申告により精算してください。

## ◎申告書を提出した場合の確定申告の必要の有無

次のような方は、申告書を提出した場合でも、税務署に確定申告が必要となります。

- ◇ 年の途中で、扶養親族等の人数が増減するなどにより申告した扶養親族等申告書の内容に変更が生じた方（扶養親族等が年の途中で死亡された場合は、その年の扶養親族等として申告できません。）
- ◇ 年金以外の収入（給与等）がある方
- ◇ 他の公的年金を受給している方
- ◇ 生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除などを受けようとする方

※ なお、確定申告する際は、毎年1月末までに社会保険業務センターから送付する源泉徴収票が必要となります。

## ◎2月になっても源泉徴収票が届かないとき

老齢の年金を受けている方には、毎年1月中に社会保険業務センターから源泉徴収票が送付されます。2月になっても届かないときは、再発行されますので下記ねんきんダイヤルに電話してください。

ねんきんダイヤル（0570-05-1165）

なお、お急ぎの方は、お近くの社会保険事務所（上越社会保険事務所025-524-4111）、または年金相談センター（新潟年金相談センター025-244-9246）でも再発行されますのでお申し出ください。

なお、障害年金、遺族年金については課税の対象となっていないため、源泉徴収票の発行は行われていません。

## 扶養親族の差替え時期

### Q1

A、Bの夫婦はその子C、Dについて、夫Aは確定申告により子Cを扶養親族として申告しました。また、妻Bは確定申告を要しない給与所得者であり、子Dを扶養親族とする扶養控除等申告書を提出して年末調整を行いました。その後Bは、Dを扶養親族から除外するための確定申告書を提出し、AがDを扶養親族に含める更正の請求書を提出しました。

夫が確定申告書を提出した後のこのような扶養親族の差替えは認められますか。

### A

夫が確定申告書を提出した後においては、妻の扶養親族になっていた者について差替えすることはできません。

扶養親族の差替えは、居住者が提出する申告書等に異なった記載をすることにより認められますが、これは夫婦が同時に、それぞれが先に提出した申告書等に異なる記載をすることをいうと解されます。ここでいう申告書等は所得税法施行令第218条第1項に規定する申告書等に限られるため、既に確定申告書を提出している夫は、異なった記載のある申告書等を提出する機会を失っているものと考えられます。

## 同居の範囲（長期入院している場合）

### Q2

同居老親等の「同居」については、病気の治療のため入院していることにより、所得者等と別居している場合であっても、同居に該当すると聞きましたが、1年以上といった長期入院の場合にも同居に該当しますか。

### A

病気の治療の入院である限り、その期間が結果として1年以上といった長期にわたるような場合であっても、同居に該当するものとして取り扱って差し支えありません。

ただし、老人ホームなどへ入所している場合には、その老人ホームが居所となり同居しているとはいえません。

## 同居していない母親の医療費を

### 子供が負担した場合

### Q3

郷里で一人暮らしをしている母親の医療費を子供が支払った場合は、その子供はその医療費について医療費控除の適用を受けることができますか。

### A

母親と子供が生計を一にしている場合は、医療費を実際に支払った子供の医療費控除になります。医療費控除は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合に適用することとされています（所得税法第73条第1項）。この場合の「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうのではなく、次のような場合にはそれぞれ次によることとされています。

（所得税基本通達2-47）

（1）勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとします。

イ その他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇にはその他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

（2）親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとします。

したがって、例えば母親の年収が少額で、子供からの仕送りで生活しているというような状況にあれば、その子供と母親とは「生計を一にしている」ととなり、子供が負担した医療費は、その子供の医療費控除の対象となります。

参考：国税庁HP内 質疑応答事例より

<http://www.nta.go.jp/>

## 研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
2月23日(土) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 『マニュアルは不要！人間力で勝負』 かぶらやグループ (飲食店チェーン)	加藤税理士事務所	加藤輝守	1,000円

### 会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。



### ～ おもしろ雑学 ～ ラジオ体操

ラジオ体操の正式名称は「国民保険体操」。

そしてラジオ体操の第一は「作業員用」、第二は

「事務員用」として作曲されたものである。

教育マガジン「おもしろ雑学集より (担当: 倉又)



# 休日カレンダー



2月（如月）February

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9 伊藤・村井
10	11 建国記念の日	12	13	14	15	16
17 倉又・堀田	18	19	20	21	22	23 テルモ経営研究会
24 田中・広川	25	26	27	28	29	

・ 確定申告期間中は、土曜日も日曜日も毎日元気に営業しています。

・ 網掛け  の日が当事務所の休日です。

（名前の記入されている土曜、日曜日はその者が出勤です。）



## 2月の税務

2月12日

平成20年1月分源泉所得税・特別徴収住民税納付

2月29日

平成19年12月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付  
本年6月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付  
当月決算法人の消費税各種届出書提出

### あとがき

1月23日に毎年恒例の当事務所経営計画発表会がありました。今回も沢山の方々にご参加いただき、ありがとうございました。

所長の経営計画発表を聞き、改めて気を引き締めてこの1年頑張ろうと思いました。個別方針などもしっかりと確認し、実践していきたいと思えます。お客様のお役立ち役となり喜んでいただけるよう頑張りますのでどうぞよろしくお願い致します。

< 田 中 >